

令和6年度事業計画

公益社団法人島根被害者サポートセンター

I 事業の実施目的

島根被害者サポートセンターは、県内に居住する犯罪被害者やその家族（以下「被害者等」という。）に対し、被害の軽減と一日も早い日常生活の回復を期して各種支援活動を行うとともに、被害者支援に関する県民の意識を高揚するため広報・啓発活動を展開する。

II 実施事業

1 支援事業

被害者等の要望を把握し、個々の事情に応じて、迅速かつ有効な方法を検討し支援活動を行う。

(1) 相談事業

ア 電話相談

相談専用電話により犯罪被害に関する相談に対応し、被害者等が抱える問題、支援ニーズを把握し必要な助言、情報提供、具体的支援に向けた提案等を行う。

相談専用電話(無料) 0120-556-591(こころのすくい)

受付時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

(祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く。)

また、公益社団法人全国被害者支援ネットワークが各県の被害者支援センターの相談活動を補完するために開設している

「犯罪被害者等電話サポートセンター」

ナビダイヤル 0570-783-554 (なやみはここよ)

との連携を密にし、相談者への適切な対応を行う。

イ メールによる相談

性的犯罪の被害者等の精神的な負担軽減を図るためホームページの専用フォームによる「メール相談」を受け付ける。

ウ 面接相談

電話相談だけでは要望を把握できない被害者等に対し、相談対応に関する知識、技能を有する犯罪被害相談員が、面接を行い、話を聴き、被害者等の個別の事情等に配慮し、助言等を行う。

エ カウンセリング

心理の専門家による支援が必要と思われる場合は、島根県臨床心理士・公認心理師協会に登録された被害者支援カウンセラーによる

カウンセリング（原則5回まで無料）を実施する。

また、全国被害者支援ネットワークによるカウンセリング等支援制度についても有効に活用する。

オ 法律相談（弁護士による相談対応）

被害者等から、法律相談についての要望がある場合は、必要性を判断し、島根県弁護士会の協力の下に弁護士による相談対応（3回まで無料）を行う。

カ 外国人被害者への対応

しまね国際センターとの『被害者支援に関する通訳の派遣に関する申し合わせ』を適用して、県内に居住する外国人被害者等の要望を迅速に把握し、適切な支援を行う。

(2) 直接的支援等事業

ア 付き添い支援

警察、検察庁、裁判所、病院、弁護士事務所、行政窓口等に、一人で出かけることを躊躇する被害者等の精神的負担を軽減するために付き添い支援を行う。

イ 生活支援

被害者等の要望に応じて、自宅訪問等を行い、具体的な助言を行うほか、市町村の担当者をはじめ関係機関との連携をとり、各種社会保障制度の活用など日常生活の回復に向けた支援を行う。

ウ 給付金支給申請の補助等業務

犯罪被害者等給付金の申請の補助、あるいは全国被害者支援ネットワークによる被害者緊急支援金の申請等により被害者等の経済的負担の緩和を図る。

エ 自助グループ支援事業

被害者やその遺族の要望に応じ、同じような辛さや問題を抱えた被害者、遺族同士が語り合うことができる交流の場の提供に努める。

2 支援活動員養成・研修事業（人材育成）

新たな支援活動員の発掘や現在活動を行っている支援活動員のスキルアップを図るために次の事業を行う。

(1) 「第16回被害者支援ボランティア養成講座」の開催

新たな支援活動員を養成するため養成講座を開催する。

[開催予定日]

6月8日(土)、6月29日(土)、7月6日(土)、7月13日(土)

8月3日(土)

[講座内容]

弁護士、臨床心理士・公認心理師、司法、行政関係者等で被害者

支援に携わる専門家や被害者遺族等が講師となり、支援活動員として活動するために必要な基礎的知識を習得するための講義を行う。

[受講対象者]

県内に居住する年齢 25 歳以上の者とする。

(2) 支援活動員の研修

支援活動員が質の高い支援活動を展開するうえで必要な知識や技能の向上を図るために、次の研修を行う。

ア 部内研修会の開催

(ア) 支援活動員の定期研修を毎月 1 回開催する。

(イ) 他県の被害者支援センターが開催する公開講座のオンライン受講等、可能な限り研修の機会を提供する。

イ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修会への参加

(ア) 中国・四国ブロック質の向上 上半期研修

9 月 7 日～9 月 8 日 開催県 広島県 参加予定者 4 名

(イ) 全国犯罪被害者支援フォーラム 2024 及び秋期全国研修会

10 月中 開催地 東京都 参加予定者 3 名

(ウ) 中国・四国ブロック質の向上 下半期研修

1 月～2 月中 開催県 徳島県 参加予定者 2 名

3 広報・啓発事業

(1) 「令和 6 年度被害者支援を考える講演会」の開催

被害者等が置かれている状況、被害者支援の必要性等について県民の理解の増進を図るため、次のとおり開催する。

[開催月日] 11 月 30 日(土)14:00 から

[会場] 島根県民会館 3 階大会議室

[講師] 殺人事件被害者遺族

宮元 篤紀 氏 (福岡県在住)

(2) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

犯罪被害者遺族等を講師に招き、県下の中学校・高校の授業の一環として、島根県警察と協働で開催する。犯罪被害の悲惨さや家族を失った遺族の心情を直接生徒に訴えることにより、被害者等への理解を深めさせるとともに、命の大切さについて考えさせる内容とする。

[開催期間] 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月

(3) 大学との連携

全国被害者支援ネットワークが実施する「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」等を通じて、大学生に犯罪被害者支援の現状や必要性について認識を深めさせ、将来の支援活動の担い手となる人材の育成を見据えた働きかけを行う。

(4) 各種広報・啓発活動

ア イベント開催による広報

(ア) 「犯罪被害者週間」(11/25～12/1)における広報・啓発活動

「犯罪被害者週間」の趣旨について広報するため、島根県、島根県警察、その他関係機関と協働して、キャンペーンやパネル展等を開催する。

(イ) その他のイベント時の広報

「しまね人権フェスティバル」等へ参加し広報を行う。

イ マスコミ活用による広報

(ア) 山陰中央新報「さんさん」欄への掲載

(イ) 報道機関への各種資料提供による広報

(ウ) ケーブルテレビを活用した広報

ウ 若年層を対象としたSNS利用等による広報

広報すべき内容や時期を見定め、効果的に情報発信を行う。

エ ラッピングバス運行による広報

松江市営バス～松江市内を運行

オ 広報誌、リーフレット等による広報

(ア) 広報誌の発行

「ニューズレター」を年2回(1月・8月)発行する。

(イ) 広報グッズの活用

リーフレット、サポーターバッジ、クリアファイル等を効果的に活用する。

カ ホームページによる広報

ホームページは、適宜最新のものに更新し、各種活動紹介など、きめ細かな情報発信を行う。

キ 自治体広報誌、地域情報誌等の利用

各自治体広報誌、地域情報紙等へ広報記事を掲載する。

Ⅲ 事業を効果的に実施するために必要な取組

1 県西部の支援活動の強化

(1) 派遣型支援

犯罪被害相談員や支援活動員(「相談員等」という。)が少ない県西部地域で、集中的・継続的支援が必要な被害者等を発見した際には、早期に東部から相談員等を派遣し、被害者等の事情に応じた支援を行う。

(2) 一日面接相談所の開設

毎月1回(原則第4火曜日)、浜田市において開設している「一日面接相談所」について一層の周知を図り、支援ニーズの把握に努める。

- (3) 人材育成
支援活動員養成講座の西部開催等県西部在住者が受講しやすい開催方法を検討し、新たな支援活動員の発掘に努める。
- (4) 広報活動の強化
SNSや各地域のケーブルテレビを活用した広報など広報媒体を検討し、認知度を高める。
- (5) 各自治体との連携
各自治体の犯罪被害者支援部署の担当者との関係を構築し、支援の枠組みづくりを行う。

2 関係機関・団体との連携強化

被害者等に対し、適切な支援を迅速に行うために、関係機関の担当者と同顔の見える関係を築き、被害者支援施策の充実に寄与する。

(1) 会議等への出席

以下の各会議に出席し、被害者支援施策に関する全国や島根県内の動向を把握する。

ア 全国被害者支援ネットワーク主催による会議

- ・ 全国事務局長等会議 4月19日 東京都
- ・ 定例社員総会 6月11日 Zoom開催
- ・ 中国・四国ブロック事務局長等会議(上半期)9月6日広島県
- ・ 中国・四国ブロック事務局長等会議(下半期)1月頃 徳島県

イ 県内開催の会議(期日未定)

- ・ 島根県犯罪被害者支援連絡協議会総会
- ・ 各警察署単位の被害者支援連絡協議会
- ・ 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議
- ・ 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会

(2) 被害者支援の充実に向けた協議等

担当部局等が主催する検討会や協議に積極的に参加し、民間団体としての意見を述べる。

3 財政基盤の強化(ファンドレイジングの推進)

安定的な財源確保に向け、ファンドレイジングを推進する。

- (1) 「支援自動販売機」の設置促進
- (2) 賛助会員(個人・団体)の拡大
- (3) 募金箱の設置
- (4) 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」への参加
- (5) 中古本寄付プロジェクト「ホンデリング」への参加
- (6) その他、新たな資金調達に向けた取組みを検討